

改正

平成19年4月1日告示第73号
平成22年4月1日告示第159号
平成23年4月1日告示第73号
平成24年4月1日告示第132号
平成27年4月1日告示第111号
平成30年4月1日告示第91号

長浜市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関し必要な事項を定めることにより、政策形成過程における市民参画の機会を保障するとともに市民への説明責任の徹底と行政運営の透明性を確保し、もって市民とのパートナーシップによる市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 市の基本的な政策、条例等の案を公表し、広く市民等からの意見及び提言の提出を受け、その意見等を反映させる機会を確保する手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(実施対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となるものは、市の基本的な政策、条例等で次に掲げるもの(以下「政策等」という。)とする。

- (1) 市の総合的な構想及び計画若しくは各行政分野における基本的な計画及び方針の策定又は変更
- (2) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃
- (3) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (4) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃(金銭の徴収に関する条項を除く。)
- (5) 市民生活又は事業活動に直接若しくは重大な影響を与える条例、規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針
- (6) その他実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度を実施しないことができる。

- (1) 特に緊急を要すると認められるもの
- (2) 軽微な変更又は実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの
- (3) 法令等により意見聴取の手続が定められているもの
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- (5) 実施機関の附属機関がパブリックコメント制度に準じる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて意思形成を行うもの

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、この制度の対象となる政策等について、意思決定を行う前の適切な時期に次に掲げる資料とともに政策等の案を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景等
- (2) 政策等の内容
- (3) その他関連する資料

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第1号の場合において、記載の内容が大量となるときは、政策等の概要及び内容のすべてを知ることができる方法を公

表することで足りるものとする。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) 政策等の案を所管する課等の窓口での閲覧又は配布
- (3) 市政情報コーナーでの閲覧又は配布
- (4) ホームページへの掲載

(意見等の提出)

第6条 何人もこの制度の定めるところにより、実施機関に対し、政策等の策定にかかる意見等を提出することができる。

2 前項の規定による意見等の提出期間は、意見等を提出するために必要な時間を勘案し、政策等の案の公表の日から30日以上提出期間を定め、意見等の提出を受けるとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該理由を付して期間を短縮することができる。

3 第1項の規定による意見等の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面の持参、郵便、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

4 意見等を提出しようとする者は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

(意見等の取扱)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等について意思決定を行ったときは、提出された意見等に対する市の考え方及び政策等の案を修正した場合にあつては当該修正の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(一覧表の作成)

第8条 市長は、パブリックコメント制度の実施状況を取りまとめ、ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(運営委員会)

第9条 パブリックコメント制度の適正な実施を図るため、長浜市パブリックコメント運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第3条に規定するパブリックコメント制度の実施対象に関すること。
- (2) パブリックコメント制度の運営及び改善に関すること。

3 委員会の委員は、総務部次長、総合政策部次長、財政課長、市民広報課長及び総務課長をもって充てる。

4 委員長に総務部次長を充て、委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員会の庶務は総務部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案段階にある政策等で、市民からの意見等を反映させる機会を確保する手段を経たものについては、この要綱の規定は適用しないものとする。

附 則 (平成19年4月1日告示第73号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日告示第159号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第73号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日告示第132号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第111号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。